

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第九十九条に基づき、優先資本金の額を金六億円減少することにしたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報

掲載の日付 令和八年一月二十七日

掲載頁 八十三頁(号外第十七号)

令和八年四月二十一日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガデー
ンタワークP M G税理士法人内

富岳特定目的会社
取締役 高橋 通彰

債権申出の公告(第三回)

当社は、平成十一年十二月二十九日付で破産手続最終結算により解散しましたが、残余財産分配のため、令和七年九月十六日、東京地方裁判所(令和七年(ヒ)第五八一号)により当職が清算人に選任されました。当社に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年四月十七日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十一日

東京都江戸川区瑞江二丁目八番三三

株式会社渡幸建設
代表清算人 棚田 章弘

訂正公告

令和八年三月十日(号外第四十九号)掲載の第十六期決算公告中、資産の部計の金額「三、五三七、〇〇五」とあるは「三、五三七、一二五」、正味財産の部計の金額「△九九〇、五五七」とあるは「△九九〇、三三七」、負債及び正味財産の部計の金額「三、五三七、〇〇五」とあるは「三、五三七、二二五」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

令和八年四月二十一日

東京都中央区日本橋茅場町二丁目一七番五号

特定非営利活動法人日本若手精神科医の会
理事長 宮野 史也

訂正公告

令和八年三月十日(号外第四十九号)掲載の第十七期決算公告中、資産の部計の金額「四、五二五、六四三」とあるは「四、五二五、八七〇」、正味財産の部計の金額「△五二四、一五七」とあるは「△五二三、九三〇」、負債及び正味財産の部計の金額「四、五二五、六四三」とあるは「四、五二五、八七〇」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

令和八年四月二十一日

東京都中央区日本橋茅場町二丁目一七番五号
特定非営利活動法人日本若手精神科医の会
理事長 宮野 史也

正 誤

ページ段 行 誤 正

令和七年九月十二日(号外特第二十四号)財務省告示第二百四十九号(外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない資本取引を指定する件の一部を改正する件)
(原稿誤り)

二下 六対応する 順次対応する

一 ページ下段改正後欄三行目は次のとおりの誤り。

一 「原油」とは、関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)別表第二七〇九・〇〇号に該当するもの(経済産業大臣が昭和四十一年通商産業省告示第百七十号(輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表)第三号7(9)の表第二七・〇九項のうち、ハにおいて指定するものを除く。)をいう。

二 「略」

同ページ下段改正前欄三行目は次のとおりの誤り。

一 「原油」とは、関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)別表第二七〇九・〇〇号に該当するもの(経済産業大臣が昭和四十一年通商産業省告示第百七十号(輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表)第三号7(9)の表第二七・〇九項のうち、ハにおいて指定するものを除く。)をいう。

けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表)第三号7(9)の表第二七・〇九項のうち、ロにおいて指定するものを除く。)をいう。

二 「同上」

令和七年九月十二日(号外特第二十四号)財務省告示第二百五十号(外国為替令第十八条第三項の規定に基づき、財務大臣の許可を受けなければならない役務取引等を指定する件の一部を改正する件)
(原稿誤り)

二上 二対応する 順次対応する

二 ページ上段改正後欄三行目は次のとおりの誤り。

一 「原油」とは、関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)別表第二七〇九・〇〇号に該当するもの(経済産業大臣が昭和四十一年通商産業省告示第百七十号(輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表)第三号7(9)の表第二七・〇九項のうち、ハにおいて指定するものを除く。)をいう。

二 「略」

同ページ上段改正前欄三行目は次のとおりの誤り。

一 「原油」とは、関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)別表第二七〇九・〇〇号に該当するもの(経済産業大臣が昭和四十一年通商産業省告示第百七十号(輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表)第三号7(9)の表第二七・〇九項のうち、ロにおいて指定するものを除く。)をいう。

二 「同上」

令和七年九月十二日(号外特第二十四号)経済産業省告示第百三十二号(外国為替令第十五条第一項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法第二十四条第一項の許可を要する特定資本取引の一部を改正する件)
(原稿誤り)

三 「改正後欄」

「改正前欄」第二号の七及第五号
「改正後欄」第四号

三 ページ改正後欄二行目は次のとおりの誤り。

(1) 「原油」とは、関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)別表第二七・〇九項に該当するもの(輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表(昭和四十一年通商産業省告示第百七十号)三の7(9)の表ロシアの項二七・〇九の欄の下欄ハに該当するものを除く。)をいう。

(2) 「略」

(1) 同ページ改正前欄二行目は次のとおりの誤り。
「原油」とは、関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)別表第二七・〇九項に該当するもの(輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表(昭和四十一年通商産業省告示第百七十号)三の7(9)の表ロシアの項二七・〇九の欄の下欄ロに該当するものを除く。)をいう。

(2) 「略」

令和七年九月十二日(号外特第二十四号)経済産業省告示第百三十三号(外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引等の一部を改正する件)
(原稿誤り)

(1) 「略」

四 ページ改正後欄二行目は次のとおりの誤り。
(1) 「原油」とは、関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)別表第二七・〇九項に該当するもの(輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表(昭和四十一年通商産業省告示第百七十号)三の7(9)の表ロシアの項二七・〇九の欄の下欄ハに該当するものを除く。)をいう。

(2) 「略」

同ページ改正前欄二行目は次のとおりの誤り。
(1) 「原油」とは、関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)別表第二七・〇九項に該当するもの(輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表(昭和四十一年通商産業省告示第百七十号)三の7(9)の表ロシアの項二七・〇九の欄の下欄ロに該当するものを除く。)をいう。

(2) 「略」